

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月6日
【届出者の氏名又は名称】	三菱瓦斯化学株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
【電話番号】	(03)3283-5060
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 北川 元康
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	三菱瓦斯化学株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目5番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、三菱瓦斯化学株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本ユピカ株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年2月6日付で提出いたしました公開買付届出書について、独占禁止法に基づく取得禁止期間が終了したこと及び公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が終了したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

公開買付者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

特別関係者

所有株券等の数

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

(訂正前)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人になるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2020年1月31日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。

したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2020年3月1日の経過をもって満了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人になるべき者について意見聴取を行わなければならない（同法第49条）、意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2020年1月31日に公正取引委員会に対して事前届出を行っていましたが、2020年2月28日に当該事前届出を取り下げたうえで、再度公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。

その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から2020年3月5日付の「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2020年3月5日付で受領したため、2020年3月5日をもって措置期間が終了し、また、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から6日間に短縮する旨の2020年3月5日付の「禁止期間の短縮の通知書」を2020年3月5日付で受領したため、2020年3月5日をもって取得禁止期間が終了しています。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 2020年3月5日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第173号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

許可等の日付 2020年3月5日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第174号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第93期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）

2019年11月11日関東財務局長に提出

事業年度 第93期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月10日関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第93期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）

2019年11月11日関東財務局長に提出

事業年度 第93期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月10日関東財務局長に提出

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2020年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	21,250(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	21,250		
所有株券等の合計数	21,250		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、本書提出日現在、対象者株式2,631株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」は、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権25個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年2月6日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(注3) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者が所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(2020年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	21,260(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	21,260		
所有株券等の合計数	21,260		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、本書提出日現在、対象者株式2,631株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」は、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権35個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年2月6日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】
 (訂正前)

(2020年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,800 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	10,800		
所有株券等の合計数	10,800		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、本書提出日現在、対象者株式2,631株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」は、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権25個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年2月6日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(注3) なお、公開買付者は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(2020年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,810 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	10,810		
所有株券等の合計数	10,810		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、本書提出日現在、対象者株式2,631株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」は、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権35個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年2月6日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(訂正前)

< 前略 >

(2020年2月6日現在)

氏名又は名称	株式会社東京商会
住所又は所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目6番1号
職業又は事業の内容	化学薬品及び工業薬品、合成樹脂及び電気絶縁材料、製紙原料及び建築材料、食品、その他関連製品、機械設備の売買及び製造、加工 建築工事の施工請負 不動産の売買、賃借、管理及び斡旋 駐車場の経営と管理
連絡先	連絡者 株式会社東京商会 連絡場所 東京都千代田区神田駿河台三丁目6番1号 電話番号 (03) 3251-0497
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(訂正後)

< 前略 >

(2020年2月6日現在)

氏名又は名称	株式会社東京商会
住所又は所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目6番1号
職業又は事業の内容	化学薬品及び工業薬品、合成樹脂及び電気絶縁材料、製紙原料及び建築材料、食品、その他関連製品、機械設備の売買及び製造、加工 建築工事の施工請負 不動産の売買、賃借、管理及び斡旋 駐車場の経営と管理
連絡先	連絡者 株式会社東京商会 連絡場所 東京都千代田区神田駿河台三丁目6番1号 電話番号 (03) 3251-0497
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(2020年2月6日現在)

氏名又は名称	化学運輸株式会社
住所又は所在地	岡山県倉敷市水島中通三丁目1番地の11
職業又は事業の内容	運送事業 倉庫事業 包装荷役事業 船舶代理店事業 物流受発注事業
連絡先	連絡者 化学運輸株式会社 連絡場所 岡山県倉敷市水島中通三丁目1番地の11 電話番号 (086) 448-3657
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

【所有株券等の数】
 (訂正前)

< 前略 >

株式会社東京商会

(2020年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である株式会社東京商会は、小規模所有者に該当いたしますので、「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年2月6日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(訂正後)

< 前略 >

株式会社東京商会

(2020年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である株式会社東京商会は、小規模所有者に該当いたしますので、「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年2月6日現在)(個)(g)」には含めておりません。

化学運輸株式会社

(2020年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	10	—	—
所有株券等の合計数	10	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注) 特別関係者である化学運輸株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2020年2月6日現在)(個)(g)」には含めておりません。

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第43期第2 四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

2019年11月1日関東財務局長に提出

事業年度 第43期第3 四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

2020年2月12日関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第43期第2 四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

2019年11月1日関東財務局長に提出

事業年度 第43期第3 四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

2020年2月12日関東財務局長に提出